平成 25 年３月 26 日

各　位

東京都杉並区西荻北二丁目１番 11 号
株式会社三栄建築設計
代表取締役社長　小池信三
（コード番号：3228　東証・名証　第一部）
問合せ先：取締役執行役員管理本部長　吉川　和男
電話番号：03－5335－7233（代表）

株式会社シード普通株式に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結並びに第三者割当増資の引受けに関するお知らせ

株式会社三栄建築設計（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年３月 26 日開催の取締役会において、株式会社シード（コード番号 1739：大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱグロース、以下「対象者」といいます。）を当社の連結子会社とすることを目的として、対象者の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること及び対象者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結すること並びに対象者が実施する当社を割当予定先とする第三者割当増資を引き受けることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．本公開買付けについて

１．買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

当社は、平成 25 年３月 26 日開催の当社取締役会において、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、対象者の創業家一族である兼近朱美氏、宮本美恵子氏、宮本篤彦氏及び創業家一族の資産管理会社である有限会社エルフ（以下、これらを総称して「応募予定株主」といいます。）から同人らが保有する株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱグロース市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得するため、

平成 25 年３月 26 日付けで対象者と本資本業務提携契約を締結し、その一環として本公開買付けを実施することを決議するとともに、対象者が実施する当社を割当予定先とする第三者割当増資を引き受けることを決議いたしました。当社は、本公開買付けに際し、対象者の筆頭株主の兼近朱美氏（保有株式数：1,960 株、対象者が平成 25 年２月 14 日に提出した第 20 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在における発行済株式総数 12,300 株に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：15.93％（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合について同じとします。））、第二位株主である宮本美恵子氏（保有株式数：1,824 株、所有割合：14.83％）、第三位株主である有限会社エルフ（保有株式数：1,400 株、所有割合：11.38％）、対象者の代表取締役会長で宮本美恵子氏の配偶者である宮本篤彦氏（保有株式数：83 株、所有割合：0.67％）との間で、平成 25 年３月 26 日付けで本公開買付けに関する応募契約書（以下「応募契約書」といいます。）を締結し、応募予定株主のそれぞれが保有する対象者株式の全て（合計保有株式数：5,267 株、所有割合：42.82％）について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。応募契約書の内容については、後記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「①　応募契約書」をご参照下さい。また、本資本業務提携契約の内容については、後記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「②　本資本業務提携契約」をご参照下さい。なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である１株当たり 20,500 円（本公開買付け実施の公表日の前営業日である平成 25 年３月 25 日の株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱグロース市場における対象者株式の終値である 42,900 円に対して 52.21％（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウント）は、当社と応募予定株主との協議・交渉を経て決定しております。

当社は、上記のとおり、応募予定株主の保有する対象者株式を取得するために本公開買付けを実施し、また本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を応募予定株主が保有する対象者株式の合計保有株式数である 5,267 株（所有割合：42.82％）としており、他方で買付予定数の下限は設定しておりませんので、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（5,267 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（5,267 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、対象者が平成 25 年３月 26 日に公表した「株式会社三栄建築設計による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び同社との資本業務提携契約締結のお知らせ」（以下「対象者賛同プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成 25 年３月 26 日開催の対象者取締役会において、当社と対象者との間で本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得するとともに対象者が実施する第三者割当増資を当社が引き受けることにより、対象者を当社の連結子会社として両社間で強固なパートナー関係を構築することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公

開買付価格に関しては、当社及び対象者から独立した対象者における第三者算定機関である株式会社三井住友銀行より取得した株価算定書におけるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）に基づく算定結果及び市場株価平均法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には当社と応募予定株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け成立後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、当社及び対象者から独立した対象者における第三者算定機関による対象者株式の株式価値の算定結果は、後記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①　対象者における独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得」をご参照下さい。

上記対象者取締役会においては、対象者の取締役のうち代表取締役会長である宮本篤彦氏は、応募予定株主の一人であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役４名のうち宮本篤彦氏を除く３名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨及び本資本業務提携契約を締結する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該対象者取締役会には、対象者の監査役３名（いずれも社外監査役、うち常勤監査役１名）全員が出席し、本公開買付けに賛同すること、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することについて、異議がない旨の意見を全員が述べているとのことです。

さらに、対象者が平成 25 年３月 26 日に公表した「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」（以下「対象者第三者割当プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成 25 年３月 26 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社を割当予定先とする第三者割当により新株式を発行すること（普通株式 1,300 株、発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年４月１日付け）に準拠し取締役会決議日の前営業日である平成 25 年３月 25 日の株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱグロース市場における対象者株式の終値である価格（42,900 円）に 0.9 を乗じた価額である１株当たり 38,610 円、総額 50,193,000 円。以下「本第三者割当増資」といいます。）についても決議しているとのことです。なお、上記対象者取締役会においては、対象者の取締役のうち代表取締役会長である宮本篤彦氏は、応募予定株主の一人であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けの成立を条件として実施される本第三者割当増資に関する審議及び決議にも参加していないとのことです。

また、対象者第三者割当プレスリリースによれば、対象者は本第三者割当増資による調達資金 50,193,000 円を本資本業務提携契約で合意した施策の実行による相乗効果を早期に実

現するため、対象者の地盤である関西エリアでの分譲戸建事業における営業基盤構築資金に充当することで収益拡大を図るとのことです。なお、本第三者割当増資の払込期日（平成25年５月１日）は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の終了後となります。本第三者割当増資により、当社に割当てられる予定の株式1,300株（議決権の数1,300個）は、所有割合にして10.57%、対象者が平成25年２月14日に提出した第20期第３四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数11,380個に対する割合（以下「議決権割合」といいます。）にして11.42%（小数点以下第三位を四捨五入。以下議決権割合について同じとします。）となります。

本公開買付けが買付予定数の上限で成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の発行済株式総数は13,600株、対象者の総株主の議決権の数は12,680個となり、当社の保有する対象者株式（6,567株）の本第三者割当増資後の対象者の発行済株式総数に対する割合（以下「第三者割当増資後所有割合」といいます。）は48.29%、当社の保有する対象者株式（6,567株）の本第三者割当増資後の対象者の総株主の議決権の数に対する割合（以下「第三者割当増資後議決権割合」といいます。）は51.79%となります。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

当社は、平成５年９月に住宅建築を主たる業務として東京都杉並区で設立され、「住宅とは、公共における最大の芸術であるとともに、建築主の人生における最大の夢の１つ」とのビジョンのもと、「社会的芸術性と個人的生活空間をプロデュースし、建築主のニーズを反映させた安らぎと安心に暮らすことができる住宅を提供すること」を理念に掲げ、住宅に係る事業規模及び事業領域の拡大に積極的に取り組んでまいりました。

平成25年２月末日現在、当社の拠点は、首都圏エリア（６支店２営業所）、名古屋エリア（１支店）及び子会社１社となっており、主な事業として、不動産販売事業（分譲戸建住宅・分譲マンションの建築・販売等）、不動産請負事業（請負・注文住宅の建築・販売等）及び賃貸収入事業（賃貸管理）を展開しております。住宅商品につきましては、２階建住宅商品の他、木造３階建住宅商品の家づくりに特色を持ち、特に木造３階建住宅首都圏市場シェアでは平成24年８月期において約８％（当社調べ）を獲得するなど、首都圏木造３階建住宅を取り扱う企業の一社としての実績を積み重ね、事業を拡大してまいりました。

また、当社は、長期的な売上目標1,000億円企業（平成23年10月公表）を目指し、上記のとおり不動産販売事業及び不動産請負事業の事業規模及び事業領域の拡大を図る他、全国主要都市に賃貸用不動産を所有し賃貸収入事業をも展開し、持続的な事業の発展及び企業価値向上を実現すべく、住宅に係る全てを自社で手掛けることができる「住宅総合生産企業」を目指して更なる企業価値の向上に邁進しております。

そして、かかる事業拡大を積極的に進めるための施策の１つとして、現時点で当社の拠点が存在しないエリアにおいて、当該エリアに拠点を有する他社と資本及び業務に係る強固なパートナー関係を構築することで、当社の保有する分譲戸建住宅の建築・販売に関するノウハウや情報及び賃貸収入事業に関するノウハウを当該他社と共有しつつ、当該他社が有する当該エリアにおける知名度、実績及び拠点並びに地域に密着した情報及びノウハウ等を当社においても生かし、相乗効果を発揮して、当社の更なる事業拡大を実現することを検討して

おりました。

一方、対象者は平成５年 10 月に滋賀県大津市で建設事業及び不動産事業を主たる目的として設立され、現在は京都市山科区に本社を置き、京都府、滋賀県、大阪府及び奈良県の各営業エリアにおいて主に賃貸住宅の建設事業及び不動産事業を展開しております。主な建設物件の実績の中心は集合賃貸住宅であり、特に京都府における学生向けのワンルームマンション建設では豊富な実績を誇っております。また、定期的な収入源であるウィークリーマンション事業、賃貸物件の管理受託の不動産賃貸管理事業も行っております。このように対象者は、当社の事業領域ではない関西エリアにおいて、主に賃貸住宅の建設事業、不動産事業及び不動産賃貸管理事業を地域密着型で展開しており、当該地域における知名度と実績を生かし、住宅建築に係る設計・施工・監理までを一貫して行うことができ、当該地域における土地情報、拠点並びに住宅建築に係る工事業者や外注先との間の信頼関係及び住宅建築に係る技術・ノウハウを保有している企業であります。

しかしながら、対象者は、平成 18 年頃より、主たる事業とする建設事業において、京都府独自の建築基準の導入（平成 16 年の景観法の制定による建築物の高さ制限等）、少子化に伴う学生の減少、景気の低迷等の影響により、賃貸住宅の建設案件が減少傾向となり、案件数の減少に伴う価格競争も激化し、平成 20 年３月期より当期純損失を連続して計上するなど、利益の確保が著しく困難な状況が続いております。かかる厳しい経営環境のもと、対象者の創業家一族であり対象者の代表取締役会長である宮本篤彦氏は、喫緊の対応策として、対象者に影響力を持つ創業家一族は経営者及び対象者株主としての立場から退陣した上で、対象者の当面の資金繰りを確保させつつ、対象者の強みを中長期的に十分に発揮させることができる建設業界に通じた新たなパートナーとなる他社との間で資本業務提携を行い、当該他社から事業領域拡大や既存事業の立て直しに向けた事業上のノウハウの共有や人材の交流といった支援を受けることが必要不可欠であると考えるに至り、そのような資本業務提携を行うことができる他社を平成 22 年頃から複数の証券会社やＭ＆Ａの仲介業者を介して模索してきましたが、これらの者から紹介を受けた他社との間の資本業務提携に向けた協議及び交渉は、いずれも不調に終わったとのことです。このような状況のもと、当社に対しても、Ｍ＆Ａの仲介業者を通じて対象者から資本業務提携の話が持ち込まれ、当社と対象者は、平成 24 年 11 月５日より双方において資本業務提携の検討を開始し、その後、慎重に協議を重ねてまいりました。かかる協議の中で、当社は、対象者は当社が拠点を有していない関西エリアにおける知名度、実績及び拠点並びに地域に密着した情報及びノウハウを有している企業であると判断し、当社が創業家一族の保有する対象者株式を円滑に取得するとともに第三者割当増資を引き受けて対象者を当社の連結子会社とし、両社の業務提携を図っていく過程で対象者の企業価値を向上させ、ひいては当社の関西エリアにおける事業拡大が実現できると考えるに至り、他方、対象者は、当社から第三者割当増資による資金注入を受けることで当面の資金繰りを確保しつつ、当社との間で戸建住宅建設販売や不動産管理請負事業に係るノウハウの共有や人材の交流を図ることで対象者の事業範囲を広げ売上構成に幅を持たせることができ、将来的な利益の確保も可能になると考え、協議を行ってきたパートナー候補の中でも当社が資本業務提携の相手方として最適であると判断し、その旨を当社に表明したとのことです。

このように両社は、（ｉ）当社が応募予定株主の保有する対象者株式を買取るとともに対象者が実施する本第三者割当増資を当社が引き受けることにより、対象者を当社の連結子会社として両社間で強固なパートナー関係を構築し、（ⅱ）対象者の関西エリアにおいて保有している知名度、実績及び拠点に加え、土地情報・営業情報、住宅建築に係る設計・施工・監理までを一貫して行う体制・組織並びに住宅建築に係る工事業者や外注先との信頼関係及び住宅建築に係る技術・ノウハウと、当社が強みとしている分譲戸建住宅の建築・販売に関するノウハウを共有することで相乗効果を発揮し、両社において関西エリアにおける分譲戸建住宅商圏の獲得及び早期拡大を図ることができ、また、（ⅲ）対象者の不動産賃貸管理事業に係る情報共有をしつつ、当社が保有する賃貸収入事業のノウハウを対象者へ提供することにより対象者の不動産賃貸管理事業の立て直しも迅速に図ることが可能と考え、関西エリアにおける事業基盤の確保及び業容拡大の観点から、両社の企業価値の最大化に資するとの認識で一致いたしました。

そこで、かかる資本業務提携による当該シナジーを早期に実現するため、当社及び対象者は平成 25 年 3 月 26 日付けで本資本業務提携契約を締結し、当社はその一環として同日付けで応募予定株主の保有する対象者株式を取得するために本公開買付けを実施することを決議し、あわせて対象者の実施する本第三者割当増資を引き受けることを決議いたしました。なお、当社は、上記の協議期間中に対象者が所有する固定資産を譲り受ける契約を締結しておりますが、かかる取引は、本公開買付けを実施するか否かに係わらず、対象者においては短期運転資金の確保と財務状況の改善の目的及び当社においては十分に経済合理性のある優良不動産の取得の目的で実施された取引であります。詳細につきましては、後記「４．　その他」の「(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の「②平成 25 年２月 19 日付け「固定資産の譲渡に関するお知らせ」の公表」をご参照下さい。

(3) 本公開買付け成立後の経営方針

当社は、本公開買付けの成立を条件として、対象者が実施する本第三者割当増資を当社が引き受けることにより対象者を当社の連結子会社といたしますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、対象者株式の株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱグロース市場での上場を維持し、対象者の自主的な経営を尊重することを本公開買付け成立後の基本的な経営方針としております。

もっとも、本公開買付け成立後、当社は対象者への取締役の派遣等を通じて経営に参加し、本資本業務提携契約において合意した施策の速やかな実行及びそれに伴うシナジーの早期実現を図ることで、関西エリアにおける分譲戸建住宅の棟数を拡大させ、当社及び対象者双方の企業価値向上に邁進いたします。具体的には、（ｉ）本公開買付けの決済日（平成 25 年５月１日）から対象者の次回の定時株主総会（平成 25 年６月予定）が開催されるまでの間、当社取締役や執行役員を対象者の顧問として就任させること、（ⅱ）その後、対象者は当社が指名する取締役候補者（現時点では２名又は３名を予定）を対象者の取締役に選任する旨の議案を対象者の次回の定時株主総会（平成 25 年６月予定）へ付議すること、（ⅲ）対象者は、対象者の代表取締役会長である宮本篤彦氏につき、次回の定時株主総会（平成 25 年６

月予定）までの間に対象者の代表取締役会長の地位を辞任させること、その他必要な手続を行うことを、本資本業務提携契約の中で合意しております。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意

① 応募契約書

当社は、本公開買付けにあたり、平成25年３月26日付けで、応募予定株主である兼近朱美氏、宮本美恵子氏、有限会社エルフ及び宮本篤彦氏との間で応募契約書をそれぞれ締結いたしました。当社は各応募予定株主より、平成25年３月27日現在において当社が応募契約書における当社の義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務）を全ての重要な点において履行し、又は遵守していることを条件に、応募予定株主のそれぞれが保有する対象者株式の全て（合計保有株式数：5,267株、所有割合：42.82%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております（当該前提条件が充足されなかった場合には、各応募予定株主は自ら保有する対象者株式を応募する義務を負いませんが、各応募予定株主は、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできます。）。

また、当社は各応募予定株主より、本公開買付けが成立した場合であって、各応募予定株主が対象者の設定する株主総会に係る基準日との関係で次回の定時株主総会（平成25年６月予定）において本公開買付けの決済が完了した対象者株式について議決権を有するときは、当該定時株主総会における当社が指名する取締役候補者（現時点では２名又は３名を予定）を取締役に選任する議案に係る当該議決権の行使について、当社の指示に従う旨の合意も得ております。なお、各応募予定株主は、本公開買付けにより当社が取得した対象者株式以外の対象者株式に係る当該定時株主総会における議決権その他株主としての権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができます。

② 本資本業務提携契約

当社及び対象者は、双方の経営資源を相互に最大限活用し双方の企業価値向上を実現できるとの合意に達し、平成25年３月26日付けで対象者を当社の連結子会社とすることを企図した本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

イ 本資本業務提携契約の目的及び概要

当社と対象者は、当社が本公開買付けを実施するとともに本第三者割当増資を引き受けることによって対象者を連結子会社とし、以下の方針に基づいて、両社の企業価値の最大化を図ることとする。

(a) 対象者の当社連結子会社化後も、対象者は上場を維持し、自主的な経営を尊重する。

(b) 対象者の保有する住宅建築に係る経営資源及び当社が強みとしている分譲戸建住宅の建築・販売に関するノウハウを共有することで相乗効果を発揮し、両社が関西エリアの分譲戸建事業に参入し商圏の拡大を図る。

(c) 対象者の不動産賃貸管理事業における情報を共有しつつ、当社の賃貸収入事業のノウハウを対象者に提供し、対象者の不動産賃貸管理事業の立て直しを図る。

ロ　本公開買付けへの賛同等

(a)対象者は、賛同決議を行い、当該賛同決議について適時に公表を行う。ただし、本公開買付価格については意見を留保し、株主に対する応募の推奨を行わない。

(b)対象者は、本公開買付けにおける買付け等の期間中、上記の賛同決議を変更又は撤回しない。ただし、当該期間中に当社以外の者による対象者株式に対する対抗的な公開買付けが開始された場合には当社との間で誠実に協議する。かかる協議を経ても、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反となることが客観的に明らかな場合に限り、対象者は賛同決議を変更又は撤回することができる。

ハ　役員等の派遣及び辞任

(a)本公開買付けの決済日（平成 25 年５月１日）から対象者の次回の定時株主総会（平成 25 年６月予定）が開催されるまでの間、当社取締役や執行役員を対象者の顧問として就任させる。

(b)対象者は、当社が指名する取締役候補者（現時点では２名又は３名を予定）を取締役に選任する旨の議案を対象者の次回の定時株主総会（平成 25 年６月予定）へ付議し、新経営陣を加え事業の再構築を図る。

(c)対象者は、対象者の代表取締役会長である宮本篤彦氏につき、対象者の次回の定時株主総会（平成 25 年６月予定）までの間に対象者の代表取締役会長の地位を辞任させる。

ニ　第三者割当の方法により取得した新株に係る議決権の行使

対象者は、対象者の次回の定時株主総会（平成 25 年６月予定）において、当該定時株主総会に係る基準日（平成 25 年３月 31 日）後に第三者割当の方法により新株を取得する当社に対し、平成 25 年５月 1 日の払込みを条件として、当該定時株主総会に係る議決権の行使を認めることを決議する。

(5) 本公開買付価格の決定

当社は、応募予定株主の保有する対象者株式を取得するために本公開買付けを実施することから、本公開買付価格については、当社と応募予定株主との協議・交渉により合意できる価格とする方針を採りました。当社と応募予定株主との協議・交渉が開始された平成 24 年 11 月５日から同月 30 日までの間の対象者株式の市場株価の終値の単純平均値が 28,062 円（1 円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の算出について同じとします。）であり、当社と応募予定株主との協議・交渉はかかる価格を目線として開始されたこと、平成 24 年 12 月以降（特に平成 25 年２月頃以降）に対象者株式の市場株価が上昇しているものの対象者が公表している財務情報（平成 25 年２月 14 日付け「平成 25 年３月期　第３四半期決算短信」及び同日付け「業績予想及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」）によれば対象者の業績は特段改善されているわけではないこと、金融商品取引所における対象者株式の売買高に比較して大量の株式を一括して取引することによるディスカウント要因、協議の中で創業家一族又は創業家一族の資産管理会社である応募予定株主から当社に譲渡する株式の価格については、今回の資本業務提携には支援要請という意味合いが含まれることから、市

場株価及び第三者割当増資の発行価額より低い価格で良いとの申し出があったことを考慮に入れ、本公開買付価格を 20,500 円とすることで最終的に合意いたしました。当社は、本公開買付価格の算定に関する独立した第三者算定機関からの意見の聴取、株価算定書の取得等の措置を講じておりません。

なお、本公開買付価格である 20,500 円は、本公開買付け実施の公表日の前営業日である平成 25 年３月 25 日の株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱグロース市場における対象者株式の終値である 42,900 円に対して 52.21％（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウント、平成 25 年３月 25 日までの過去１か月間の終値の単純平均値 42,529 円に対して 51.80％（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウント、平成 25 年３月 25 日までの過去３か月間の終値の単純平均値 37,797 円に対して 45.76％（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウント、平成 25 年３月 25 日までの過去６か月間の終値の単純平均値 33,158 円に対して 38.17％（小数点以下第三位を四捨五入）のディスカウントを行った価格となっております。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は、対象者賛同プレスリリースによれば、本公開買付けに係る意見表明を行うに至る意思決定の過程において、以下の内容の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じているとのことです。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株価算定書の取得

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社三井住友銀行に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、平成 25 年３月 18 日付けで株価算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は、株式会社三井住友銀行より本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者が株式会社三井住友銀行より取得した株価算定書においては、対象者株式の株式価値分析のため、ＤＣＦ法及び市場株価平均法を用いており、各手法により算定された対象者株式の１株当たりの価値は、以下のとおりであるとのことです。

ＤＣＦ法	21,936 円～24,971 円
市場株価平均法	36,151 円～40,380 円

ＤＣＦ法では、対象者が平成 25 年３月 26 日に公表した「過年度有価証券報告書、決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」に記載されている訂正内容を加味した対象者作成の事業計画、算定書作成日現在における直近の業績及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮して算出される平成 25 年３月期以降の対象者のフリー・キャッシュフローの将来予測を、一定の資本コストに応じた割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、対象者株式１株当たりの価値の範囲が 21,936 円～24,971 円と算定されているとのことです。

市場株価平均法では、平成 25 年３月 14 日を基準日として、株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱグロース市場における対象者株式の算定基準日までの１か月間の終値の単純平均値（40,380 円）、算定基準日までの３か月間の終値の単純平均値（36,151 円）を基に、対象者株式１株当たりの価値の範囲が 36,151 円～40,380 円と算定されているとのことです。なお、株式会社三井住友銀行は、対象者が上場会社であり３か月ごとに四半期決算を開示しているため、対象者の直近の財務状況を示す四半期決算に係る情報が反映された算定基準日までの１か月間及び３か月間の終値の各単純平均値が市場株価平均法においてより適切な株式価値を示すものと考え、今回の算定においても敢えて６か月間の終値の単純平均値を積極的に採用する理由がないとの判断に基づき、６か月間の終値の単純平均値は採用しなかったとのことです。

② 対象者及び当社における独立した法律事務所からの助言

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者取締役会は、意思決定の過程における公正性及び客観性を確保することを目的として、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるなにわ橋法律事務所の北野了考弁護士より、本公開買付けに係る意見表明を決定するに至る意思決定の過程及び方法その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、当社においても、本公開買付け実施の決定に際し、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から本公開買付けに係る意思決定の過程及び方法その他の留意点に関する法的助言を受けております。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役による決議及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、平成 25 年３月 26 日開催の対象者取締役会において、当社と対象者との間で本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得するとともに対象者が実施する本第三者割当増資を当社が引き受けることにより、対象者を当社の連結子会社として両社間で強固なパートナー関係を構築することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、当社及び対象者から独立した対象者における第三者算定機関である株式会社三井住友銀行より取得した株価算定書におけるＤＣＦ法に基づく算定結果及び市場株価平均法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には当社と応募予定株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け成立後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者取締役会においては、対象者の取締役のうち代表取締役会長である宮本篤彦

氏は、応募予定株主の一人であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役４名のうち宮本篤彦氏を除く３名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨及び本資本業務提携契約を締結する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該対象者取締役会には、対象者の監査役３名（いずれも社外監査役、うち常勤監査役１名）全員が出席し、本公開買付けに賛同すること、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することについて、異議がない旨の意見を全員が述べているとのことです。

(7) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

当社は、平成 25 年３月 26 日付けで対象者と本資本業務提携契約を締結し、その一環として同日付けで本公開買付けを実施することを決議し、あわせて対象者の実施する本第三者割当増資を引き受けることを決議いたしました。

対象者第三者割当プレスリリースによれば、対象者は、平成 25 年３月 26 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件とした本第三者割当増資の実施についても決議しているとのことです。なお、上記対象者取締役会においては、対象者の取締役のうち代表取締役会長である宮本篤彦氏は、応募予定株主の一人であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けの成立を条件として実施される本第三者割当増資に関する審議及び決議にも参加していないとのことです。また、対象者第三者割当プレスリリースによれば、対象者は本第三者割当増資による調達資金 50,193,000 円を本資本業務提携契約で合意した施策の実行による相乗効果を早期に実現するため、対象者の地盤である関西エリアでの分譲戸建事業における営業基盤構築資金に充当することで収益拡大を図るとのことです。なお、本第三者割当増資の払込期日（平成 25 年５月１日）は、公開買付期間の終了後となります。本第三者割当増資により、当社に割当てられる予定の株式 1,300 株（議決権の数 1,300 個）は、所有割合にして 10.57%、議決権割合にして 11.42%となります。

本公開買付けが買付予定数の上限にて成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合、対象者の発行済株式総数は 13,600 株、対象者の総株主の議決権の数は 12,680 個となり、第三者割当増資後所有割合は 48.29%、第三者割当増資後議決権割合は 51.79%となります。

(8) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱグロース市場に上場しております。当社は、本公開買付けの成立を条件として、対象者が実施する本第三者割当増資を当社が引き受けることにより対象者を当社の連結子会社といたしますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社は 5,267 株（所有割合：42.82%）を上限として本公開買付けを実施いたします。また、前記「(7) 本公開買付け成立後の株券等

の追加取得の予定」に記載のとおり、本公開買付けが買付予定数の上限にて成立し、かつ本第三者割当増資の払込みが完了した場合においても、対象者の発行済株式総数は13,600株、対象者の総株主の議決権の数は12,680個となり、第三者割当増資後所有割合は48.29%、第三者割当増資後議決権割合は51.79%となりますので、本公開買付け成立後においても、対象者株式は引き続き株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱグロース市場での上場は維持される予定です。

２．買付け等の概要

（1）対象者の概要

①名称	株式会社シード	
②所在地	京都府京都市山科区椥辻中在家町８番地１	
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　岡橋　成泰	
④事業内容	建設事業、不動産事業、不動産賃貸管理事業	
⑤資本金	260,782千円（平成24年12月31日現在）	
⑥設立年月日	平成５年10月１日	
⑦大株主及び持株比率（平成24年９月30日現在）	兼近朱美	15.93%
	宮本美恵子	14.83%
	有限会社エルフ	11.38%
	大阪中小企業投資育成株式会社	10.73%
	株式会社シード（自己株式）	7.48%
	佐藤友亮	2.93%
	三木潤一	1.72%
	白鳥康一	1.48%
	畑福謙昌	1.46%
	大阪証券金融株式会社	1.28%
⑧公開買付者と対象者の関係（平成25年３月26日現在）	資本関係	該当事項はありません。
	取引関係	平成25年２月21日付けで当社との間で不動産売買契約を締結しております。（注１）
	人的関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（注１）詳細につきましては、後記「４．その他」の「（2）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報」の「②　平成25年２月19日付け「固定資産の譲渡に関するお知らせ」の公表」をご参照下さい。

（注２）「⑦大株主及び持株比率（平成24年９月30日現在）」における持株比率の記載は、対象者の発行済株式総数に対する保有株式数の割合を、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。

なお、対象者の最近３年間の経営成績及び財政状態に関する数値は下記のとおりです。

対象者の最近３年間の経営成績（連結）			
決算期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
純資産	972,561 千円	695,644 千円	578,561 千円
総資産	4,725,203 千円	4,117,926 千円	3,327,214 千円
１株当たり純資産	85,462.32 円	61,128.71 円	50,840.24 円
売上高	3,351,103 千円	4,079,868 千円	4,962,119 千円
営業利益	2,762 千円	△182,047 千円	△94,867 千円
経常利益	△56,919 千円	△231,399 千円	△131,161 千円
当期純利益	△92,717 千円	△276,916 千円	△117,082 千円
１株当たり当期純利益	△8,147.38 円	△24,333.61 円	△10,288.48 円
１株当たり配当金	－	－	－

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	平成 25 年３月 26 日（火曜日）
公開買付開始公告日	平成 25 年３月 27 日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　http://info.edinet-fsa.go.jp/）
公開買付届出書提出日	平成 25 年３月 27 日（水曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年３月 27 日（水曜日）から平成 25 年４月 23 日（火曜日）まで（20 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は 30 営業日、公開買付期間は平成 25 年５月 10 日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式１株につき、金 20,500 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

算定の基礎については、前記「１．買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付価格の決定」をご参照ください。

② 算定の経緯

本公開買付価格の決定に至る経緯については、前記「１．買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程」をご参照ください。

また、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置については、前記「１．買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

当社は、本公開買付価格について、当社と応募予定株主との協議・交渉の結果、当社と応募予定株主が合意した価格といたしましたので、本公開買付価格の算定に関する独立した第三者算定機関からの意見の聴取、株価算定書の取得等の措置を講じておりません。

また、対象者における独立した第三者算定機関である株式会社三井住友銀行は対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,267（株）	－（株）	5,267（株）

（注１）応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（5,267 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（5,267 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	5,267 個	（買付け等後における株券等所有割合 46.28%）
対象者の総株主の議決権の数	11,380 個	

（注１）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（5,267

株）に係る議決権の数を記載しております。

（注２）「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成 25 年２月 14 日に提出した第 20 期第３四半期報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。

（注３）対象者第三者割当プレスリリースによれば、対象者は平成 25 年３月 26 日開催の対象者取締役会において、平成 25 年５月１日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行（普通株式 1,300 株、発行価額は１株当たり 38,610 円、総額 50,193,000 円）を決議しており、当社は当該募集株式の総数を引き受ける予定です。かかる第三者割当増資が実施された場合、「対象者の総株主の議決権の数」（11,380 個）は、当該第三者割当増資に係る議決権の数 1,300 個を加えた 12,680 個となります。また、当社の「買付け等後における株券等所有割合」は、買付け等後における当社の所有株券等に係る議決権の数を、「買付予定の株券等に係る議決権の数」（5,267 個）に当社が引き受ける当該募集株式に係る議決権の数 1,300 個を加えた 6,567 個として計算すると、51.79％となります。

（注４）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

107,973,500 円

（注）「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数（5,267 株）に、本公開買付価格（普通株式１株につき金 20,500 円）を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

岡三証券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目 17 番６号

② 決済の開始日

平成 25 年５月１日（水曜日）

（注）法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成 25 年５月 17 日（金曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売り付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である応募株主等（法人の応募株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。））の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等（外国

人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）が「公開買付応募申込書」において指定した方法によりお支払いします（送金手数料がかかる場合があります。）。

④　株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①　法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、公開買付代理人の応募株主口座上で応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①　法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（5,267 株）以下の場合は、買付け予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（5,267 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 株の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 株減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開

買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第１項第３号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事実に準ずる事実としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③　買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第１項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第１項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④　応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店若しくは全国各支店に解除書面（「公開買付応募申込受付票」及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

岡三証券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目 17 番６号

（その他の岡三証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「(8) 決済の方法」「④　株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤　買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の６第１項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定す

る方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥　訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第 27 条の８第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦　公開買付けの結果の開示の方法

公開買付者は、本公開買付けの結果について、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第 30 条の２に規定する方法により公表します。

⑧　その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び「公開買付応募申込書」送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

買付け若しくは「公開買付応募申込書」の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該

他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年３月 27 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

岡三証券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目 17 番６号

３．公開買付け成立後の方針及び今後の見通し

本公開買付け成立後の方針については、前記「１．買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け成立後の経営方針」をご参照下さい。

４．その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 応募契約書

当社は、前記「１．買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「①応募契約書」に記載のとおり、応募予定株主の一人である対象者の代表取締役会長の宮本篤彦氏と本公開買付けへの応募契約書を締結しております。

当社は宮本篤彦氏より、平成 25 年３月 27 日現在において当社が応募契約書における当社の義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務）を全ての重要な点において履行し、又は遵守していることを条件に、宮本篤彦氏が保有する対象者株式の全て（合計保有株式数：83 株、所有割合：0.67%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております（当該前提条件が充足されなかった場合には、宮本篤彦氏は自ら保有する対象者株式を応募する義務を負いませんが、宮本篤彦氏は、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできます。)。

また、当社は宮本篤彦氏より、本公開買付けが成立した場合であって、宮本篤彦氏が対象者の設定する株主総会に係る基準日との関係で次回の定時株主総会（平成 25 年６月予定）において本公開買付けの決済が完了した対象者株式について議決権を有するときは、当該定時株主総会における当社が指名する取締役候補者（現時点では２名又は３名を予定）を取締役に選任する議案に係る当該議決権の行使について、当社の指示に従う旨の合意も得ております。なお、宮本篤彦氏は、本公開買付けにより当社が取得した対象者株式以外の対象者株式に係る当該定時株主総会における議決権その他株主としての権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができます。

② 本公開買付けへの賛同

対象者賛同プレスリリースによれば、対象者は、平成 25 年３月 26 日開催の対象者取締役会において、当社と対象者との間で本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得するとともに対象者が実施する本第三者割当増資を当社が引き受けることにより、対象者を当社の連結子会社として両社間で強固なパートナー関係を

構築することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、当社及び対象者から独立した対象者における第三者算定機関である株式会社三井住友銀行より取得した株価算定書におけるＤＣＦ法に基づく算定結果及び市場株価平均法に基づく算定結果に示された価格のレンジを下回ることに加え、最終的には当社と応募予定株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け成立後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記取締役会においては、対象者の取締役のうち代表取締役会長である宮本篤彦氏は、応募予定株主の一人であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役４名のうち宮本篤彦氏を除く３名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨及び本資本業務提携契約を締結する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該対象者取締役会には、対象者の監査役３名（いずれも社外監査役、うち常勤監査役１名）全員が出席し、本公開買付けに賛同すること、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することについて、異議がない旨の意見を全員が述べているとのことです。

③　本資本業務提携契約

当社及び対象者は、双方の経営資源を相互に最大限活用し双方の企業価値向上を実現できるとの合意に達し、平成 25 年３月 26 日付けで対象者を当社の連結子会社とすることを企図した本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要については前記「１．買付け等の目的」の「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「②　本資本業務提携契約」をご参照下さい。

④　本第三者割当増資の引受け

当社は、平成 25 年３月 26 日付けで対象者と本資本業務提携契約を締結し、その一環として同日付けで本公開買付けを実施することを決議し、あわせて対象者の実施する本第三者割当増資を引き受けることを決議いたしました。本第三者割当増資の概要については、前記「１．買付け等の目的」の「(7) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①　平成 25 年２月 14 日付け「業績予想及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成25年２月14日に、大阪証券取引所において「業績予想及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容であり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。

● 業績予想の修正について

平成25年３月期通期連結業績予想数値の修正（平成24年４月１日～平成25年３月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	１株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円　銭
前回発表予想（A）	5,900	95	65	65	5,711.77
今回修正予想（B）	4,400	△130	△180	△140	△12,302.28
増減額（B－A）	△1,500	△225	△245	△205	
増減率（%）	△25.4	－	－	－	
(ご参考)前期実績 (平成24年３月期)	4,962	△99	△131	△116	△10,280.06

平成25年３月期通期個別業績予想数値の修正（平成24年４月１日～平成25年３月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	１株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円　銭
前回発表予想（A）	3,420	75	45	45	3,954.30
今回修正予想（B）	2,270	△80	△130	△90	△7,908.61
増減額（B－A）	△1,150	△155	△175	△135	
増減率（%）	△33.6	－	－	－	
(ご参考)前期実績 (平成24年３月期)	3,279	△86	△116	△113	△9,942.68

修正の理由

（1）連結業績予想

売上高につきましては、工事受注が伸び悩んだことにより、当初の予想を下回る見込みとなりました。

利益面につきましては、営業利益及び経常利益は、一般管理費の削減が当初の予想より進みました。しかし、売上高が予想を下回ったことに加え、価格競争の激化により工事利益率が低下したため、当初の予想を下回る見込みとなりました。

当期純利益につきましては、上記理由のほか、固定資産の譲渡による特別利益を計上する見込みですが、当初の予想を下回る見込みとなりました。

（2）個別業績予想

連結業績予想と同様の理由により、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益との当初の予想を下回る見込みとなりました。

● 配当予想の修正について

	年間配当金				
	第１四半期末	第２四半期末	第３四半期末	期末	合計
前回予想 （平成 24 年５月 11 日発表）	円　銭 －	円　銭 －	円　銭 －	円　銭 －	円　銭 －
今回修正予想	－	－	－	0.00	0.00
当期実績	－	0.00	－		
前期実績 （平成 24 年３月期）	－	0.00	－	0.00	0.00

修正の理由

上記業績予想のとおり、当期純損失を計上する見込みとなりましたので、誠に遺憾ながら、第 20 期（平成 24 年４月１日から平成 25 年３月 31 日）の期末配当は見送らせて頂きます。

（注）上記予想は、発表日現在で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、実際の業績は、経済情勢等様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。

② 平成 25 年２月 19 日付け「固定資産の譲渡に関するお知らせ」の公表

対象者は、平成 25 年２月 19 日に、大阪証券取引所において「固定資産の譲渡に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。

１． 譲渡の理由

今後の営業展開に対する資金確保と財務改善の為

２．譲渡資産の内容

（1）譲渡資産の概要

資産の名称及び所在地	帳簿価額	譲渡価額	譲渡益	現況
建物：京都府相楽郡精華町祝園西 １丁目９番地 46 11,210.46 ㎡ せいかガーデンシティー	681 百万円	700 百万円	19 百万円	賃貸用不動産 （商業施設）
合　　計	681 百万円	700 百万円	19 百万円	－

（2）決済方法

物件引渡しまでに現金決済

３．譲渡先の概要

商号：株式会社三栄建築設計

４.譲渡の日程

取締役会決議　　平成 25 年２月 19 日

契約締結　　平成 25 年２月 21 日

物件引渡日　　平成 25 年３月 29 日（予定）

５.今後の見通し

譲渡益 19 百万円を平成 25 年３月期の特別利益として計上する予定です。

なお、平成 25 年２月 14 日付け公表の業績予想には当該金額を見込んでおります。

③　過年度有価証券報告書等及び決算短信の訂正について

対象者は、平成 25 年３月 26 日に、大阪証券取引所において「過年度有価証券報告書等、決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」（以下「対象者過年度訂正プレスリリース」といいます。）を公表しています。対象者過年度訂正プレスリリースによれば、対象者は、当社との本公開買付けの実施に係る協議を契機として、当社の会計処理との整合性等も勘案し対象者の財務内容の再点検をした結果、対象者の保有する不動産に係るリース取引の分類の判定において 28 物件中２物件についてオペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引へ会計処理方法を見直す必要が生じるとともに、関連当事者取引の開示について一部の見直しの必要が生じたとのことです。これらの見直しを受けて、以下の有価証券報告書及び決算短信、四半期報告書及び四半期決算短信が訂正されているとのことですが、詳細につきましては、当該公表内容をご参照下さい。

＜有価証券報告書及び決算短信＞

第 17 期（自　平成 21 年４月１日　至　平成 22 年３月 31 日）

第 18 期（自　平成 22 年４月１日　至　平成 23 年３月 31 日）

第 19 期（自　平成 23 年４月１日　至　平成 24 年３月 31 日）

＜四半期報告書及び四半期決算短信＞

第 18 期第１四半期（自　平成 22 年４月１日　至　平成 22 年６月 30 日）

第 18 期第２四半期（自　平成 22 年７月１日　至　平成 22 年９月 30 日）

第 18 期第３四半期（自　平成 22 年 10 月１日　至　平成 22 年 12 月 31 日）

第 19 期第１四半期（自　平成 23 年４月１日　至　平成 23 年６月 30 日）

第 19 期第２四半期（自　平成 23 年７月１日　至　平成 23 年９月 30 日）

第 19 期第３四半期（自　平成 23 年 10 月１日　至　平成 23 年 12 月 31 日）

第 20 期第１四半期（自　平成 24 年４月１日　至　平成 24 年６月 30 日）

第 20 期第２四半期（自　平成 24 年７月１日　至　平成 24 年９月 30 日）

第 20 期第３四半期（自　平成 24 年 10 月１日　至　平成 24 年 12 月 31 日）

Ⅱ．本資本業務提携契約について

１．本資本業務提携契約の背景と目的

前記「Ⅰ．本公開買付けについて」の「１．買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び目的並びに意思決定の過程」をご参照下さい。

２．本資本業務提携契約の概要

前記「Ⅰ．本公開買付けについて」の「１．買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「②　本資本業務提携契約」をご参照下さい。

３．本資本業務提携の相手先の概要

前記「Ⅰ．本公開買付けについて」の「２．買付け等の概要」の「(1) 対象者の概要」をご参照下さい。

４．今後の日程

平成 25 年３月 26 日（火）	取締役会決議
	本資本業務提携契約締結
平成 25 年３月 27 日（水）	本公開買付けの開始（予定）
平成 25 年４月 23 日（火）	本公開買付けの終了（予定）
平成 25 年４月 24 日（水）	本公開買付けの結果の公表（予定）
平成 25 年４月 30 日（火）	本第三者割当増資の申込日（予定）
平成 25 年５月１日（水）	本公開買付けの決済開始日（予定）
	本第三者割当増資の払込期日（予定）

５．今後の見通し

本資本業務提携契約の締結による当社業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が発生した場合には、速やかに公表いたします。

以　上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から 12 時間を経過するまでは、株式会社シードの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、公開買付者は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。